

国際教養大学中嶋記念図書館資料収集方針

I. 目的

国際教養大学中嶋記念図書館資料収集方針（以下「収集方針」という）の目的は、中嶋記念図書館における資料の収集に関するガイドラインを規定することである。

II. 使命

収集方針の使命は、図書館資料が国際教養大学のミッションと教育目標の達成に資するために選択されることを保証することである。

III. 目標

収集方針の主な目標は、全ての学生、教員及び職員に対して、広範囲な教育資料及び余暇資料を構築し維持し利用できるようにすることである。当該資料は多様な視点と内容を持ち、大学が提供するカリキュラム及び課外活動を支援し拡充する。

IV. 資料選択指標

図書館は大学の研究と教育における使命を支えるために、十分な質、深さ、多様性、形態を備え、かつ現代に適したコレクションの利用を提供する。図書館は、印刷資料、視聴覚資料及びデジタル資料を収集する。

一般的な選択指標：

1. 時宜に適った資料であるか
2. 正確さ、質の高さ、深みを備える資料であるか
3. 当該分野の標準的または重要な資料を含む、大学の現在または潜在的なカリキュラムや研究に必要な主題やタイトルの関連資料であるか
4. 対立する議論のある主題の場合は、様々な観点を提示する資料であるか
5. 範囲、内容（主題の表現と多様性）は適切か
6. 費用
7. 資料群はバーチャルと物理的な形の双方で利用できる様々な形態をとっているか
8. 当該主題を学習する者のレベルに適した内容であるか（基礎、授業支援、中級、上級、研究レベルなど）

V. 資料収集手順

資料の選択は図書館司書資格を持つ専門職員または図書館職員が教員の支援を得ながら行う。図書館職員は教員の協力を得て資料を選別し、大学のミッションと教育目標に最も適した資料の購入を決定する。

学生、教職員は特定の図書、視聴覚資料その他資料について、購入依頼を行うことができる。購入依頼は図書館に対していつでも行うことができる。購入依頼のあった資料は図書館運営委員会が購入の前に審査する。蔵書の言語別割合は、およそ英語が70%、日本語が30%とする。その他の言語の資料については要望があった都度検討する。

図書館資料カテゴリーと選択手順：

1. 教育学習資料：大学のカリキュラムニーズに対応する資料
 - 教員がシラバスに掲載、または直接推薦する。
2. 研究資料：教職員や学生の研究に必要な専門的資料
 - 教職員や学生の要求に基づき、図書館運営委員会が決定する。
 - 注：ごく一部の研究者しか使わないことが想定される高度に専門的な資料は当該教員の個人研究費からの購入を推奨する。
3. 一般資料：世界の文化、人間科学と自然界の広範に亘る知識を得るための資料
 - 学生や教職員が要求し、図書館運営委員会が決定する
 - 図書館職員が選択する
4. 新刊学術図書
 - 必要に応じて教員と相談しながら図書館職員が選択する
5. 参考図書
 - 図書館職員が選択し図書館運営委員会が決定する
6. 視聴覚資料
 - 学生や教職員が要求し、図書館職員が決定する
7. 国際教養大学の刊行物または大学についての資料
 - 図書館職員が収集する
8. 教員著作物
 - 購入または当該教員からの寄贈とする。
9. 定期刊行物／雑誌：定期刊行物及び雑誌とは、国内外の新聞、学術雑誌、政府刊行物、一般雑誌及びその他の定期刊行物とする。
 - 図書館運営委員会が決定する。
 - 3年おきに見直しを行うものとする。
10. データベースサービス
 - 図書館運営委員会が決定する。
 - 3年おきに見直しを行うものとする。
11. 寄贈資料
 - 別途定められた基準に基づき図書館職員が決定する

VI. 言語異文化学修センター（LDIC）との協力

言語の教育資料については、常に利用者の利便性を最大にすると共に蔵書の重複を避けるため、LDIC と連携して収集するものとする。

VII. 収集しない資料

原則として次の資料は収集しない。ただし、研究で利用される資料を機械的に除外するものではない。

1. ハウツー資料；明らかに実務に偏ったもの（実用書、自己啓発本など）。
2. 自費出版や自主制作のフィクション。

3. 宗教団体又は政治団体によって出版された広報や宣伝目的の図書。ただし、当該資料が研究又は授業の教材として使われる場合、明らかにイデオロギー的、宗教的又は政治的指向の性質の著作であっても機械的に除外しない。
4. 個人又は文芸サークルによって出版された学術的価値を伴わない図書。
5. 大多数の学生から要望がほとんどない娯楽用の資料は購入しないものとする。
6. 客観性の乏しい著作；とりわけ自己満足的な自費出版物等。

VII. 蔵書の更新

図書館は、蔵書の鮮度を保ち学生や教員の要望に応じるために、蔵書を新刊の資料で更新すると共に旧刊の資料を除却する網羅的なシステムを使用する。更新や除却に関する詳細は別途定める。

VIII. 改定

資料収集方針又は選択基準の改定については、図書館運営委員会が審議・決定し、図書館長が施行する。

附則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成29年12月22日から施行する。

附則

この方針は、令和元年10月15日から施行する。